

# 過 今年度から取得した固定資産は要確認 疎法により固定資産税の課税が免除される場合があります

問い合わせ 税務課資産税係 ☎ 53 - 2111 (内線 2162)

記事 ID

0053800

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」および「村上市過疎地域の持続的発展のための固定資産税の課税の特例に関する条例」に基づき、次の要件に該当する場合は、申請により固定資産税の課税免除が受けられます。

## 1. 対象となる業種

- (1) 製造業
- (2) 旅館業（下宿営業を除く）
- (3) 農林水産物等販売業
- (4) 情報サービス業など



## 2. 主な要件

事業の用に直接供する設備の取得を次のとおり行ったもの。

- (1) 個人事業主  
製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業などともに取得価額が500万円以上

(2) 法人

- ① 製造業、旅館業

資本金額(※)	取得価額
5,000万円以下	500万円以上
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上
1億円超	2,000万円以上

- ② 農林水産物等販売業、情報サービス業など、取得価額が500万円以上。

※①②ともに資本金が5,000万円を超える法人は、新設・増設のみ

## 3. 課税免除の対象

令和3年4月1日から令和6年3月31日までに取得した直接事業の用に供する償却資産（機械および装置）、家屋、土地に対して課する固定資産税

## 4. 課税免除期間

3カ年度分

## 5. 申請手続き

1月31日(月)までに税務課へ固定資産税課税免除申請書および添付書類を提出してください。

※申請書の様式や要件の詳細は、市ホームページをご覧ください

# 家 生活に厳しい原油高 庭用灯油購入費を助成します

問い合わせ 申請に関することは 福祉課総合相談係 ☎ 53 - 2111 (内線 2331)  
市民税の課税に関することは 税務課市民税係 ☎ 53 - 2111 (内線 2141)

記事 ID

0053812

市では、灯油価格の急激な上昇や新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい生活状況にある下記対象世帯に家庭用灯油購入費を助成します。昨年12月に対象と思われる世帯に申請書を郵送していますので、届いていない場合はご連絡ください。

## 対象世帯

令和3年12月1日現在、本市の住民基本台帳に登録している世帯で、生活保護世帯または世帯全員が令和3年度の市民税非課税の世帯。

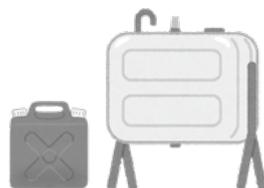
ただし、世帯全員が社会福祉施設やグループホームなどに入所・入居している場合や長期入院している場合は対象外です。

## 助成金

1世帯 5,000円

## 申請期限

2月18日(金)まで（土・日曜日、祝日を除く）



## 申請方法

### 【郵送の場合】

申請書に必要事項を記入の上、同封した返信用封筒に入れて投函してください。

（2月18日(金)消印有効）

### 【窓口の場合】

本庁福祉課または各支所地域振興課地域福祉室の窓口に申請してください。

（受付時間は午前8時30分～午後5時まで）



支給は、申請者名義の指定金融機関の口座に振り込みます